



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際私法・国際取引法の視点からみる「経済安全保障」
Author(s)	嶋, 拓哉
Citation	北大法学論集, 75(3-4), 1-44
Issue Date	2024-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93703
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_Shima_lawreview_75_3-4.pdf



国際私法・国際取引法の視点からみる 「経済安全保障」

嶋 拓 哉

I. はじめに

日本でも近時、経済と安全保障の連携や両者のバランス確保の必要性が認識され、政府はそうした認識に沿った方針や対策をテンポよく打ち出してきた。令和2年に国家安全保障局（NSS）に経済班が設置されたことを契機として、経済安全保障政策に関する議論が活発に行われるようになり、令和3年には所謂「骨太の方針」¹において初めて経済安全保障の推進が掲げられ、これを所管する特命担当大臣を設置し、経済安全保障推進会議を立ち上げるに至った。そのうえで令和4年5月には、第208回国会（常会）において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」²（以下「経済安全保障推進法」という）が成立し、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定。全文は https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf を参照）。なお、経済安全保障に関しては、その第2章5.（6）において言及がなされており、①先端重要技術の実用化、②外為法上の審査・モニタリング、③基幹インフラの安全性・信頼性の確保、④重要鉱物、医薬品等におけるサプライチェーンの強靱化、⑤重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等利用調査の推進等を骨子とした対応方針が提示されている。

² 令和4年法律第43号。

定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4制度の創設が盛り込まれた。

本稿は、こうした経済安全保障に関する政策に関連して、主として国際私法及び国際取引法の観点から幾つかの論点を抽出し、検討を加えるものである。もっとも、執筆者は経済安全保障政策に精通しているわけでもなく、これを網羅的、体系的に論じるだけの知見と見識を備えているわけでもない。己の資質の限界を嘆くほかないが、本稿も自身の能力が及ぶ限りで経済安全保障を分析するに過ぎないものであることを予めお伝えせざるを得ない。具体的には、①バーチャル・エコノミーの問題として、サイバースペースのガバナンスや、サイバースペースと国家管轄権の関係に焦点を当てる。また、②資産凍結措置に代表される金融規制について、その域外的な取扱いに関する問題やゲートキーパーの多様化・分散化の問題を採り上げる。③国際的なサプライチェーンの見直しに当たっては、経済合理性の確保が大前提であることを指摘したうえで、欧米における具体的事例を踏まえて、社会的正義を包摂した損得勘定によって企業を誘導することの必要性を指摘する。さらには、④知財権の国際的保護の実現に関連して、近時の裁判実務で注目を浴びている実体法上の属地主義原則の緩和について検討を加えるほか、特許非公開制度に関する幾つかの課題を指摘する。

Ⅱ. バーチャル・エコノミーを巡る問題

1. サイバースペースのガバナンスの確立は可能か？

(1) 国家安全保障におけるサイバースペースの位置付け

ロシア・ウクライナ戦争やハマス・イスラエル紛争の現状をみれば明らかであるが、サイバースペースにおいて情報戦が展開され、自国に有利な方向に国際世論を誘導したり、敵国の戦略や作戦を誤った方向に導き混乱させるための試みが常時行われている³。もちろん、こうした情報戦は古くから存在したが、インターネットはその情報伝達力及びその伝

³ ロシア・ウクライナ戦争における情報戦の実態を紹介したものとして、松原実穂子『ウクライナのサイバー戦争』（新潮新書、2023年）等がある。

達速度において従前のメディアの比ではない⁴。そのため国家安全保障の観点からしても、インターネット上での情報発信が重要性を増すのは当然のことである⁵。また、ロシア、中華人民共和国、北朝鮮に代表される旧東側国家（それは権威主義国家と言い換えても、強ち誤りではない）によるサイバー攻撃が再三に亘って報道されているが、もはやサイバースペースそのものが国家安全保障の対象範囲に含まれることにも疑いはない。他国の枢要機関の通信基盤プログラムに侵入しこれを破壊する行為は、ミサイルの代わりに、ランサムウェア等その他マルウェアを使っているだけに過ぎず、実態として戦闘行為をインターネットの場において仕掛けることと同じである⁶。

さらに言えば、近年では、IoTやAI技術の目覚ましい発展に伴い、サイバースペースと現実社会との連動・融合が急速に進んでいる⁷。とりわけ経済社会は、オンライン上での取引の拡大や情報の拡散が顕著であり、また分散台帳システム等新しいプラットフォームが開発されるなど、サイバースペースと実体経済との統合・一体化の動きが進展している社会

⁴ Stéphane Duguin/Pavlina Pavlova, The Role of Cyber in the Russian War against Ukraine: Its Impact and the Consequences for the Future of Armed Conflict, pp. 8 (September 2023).

⁵ 例えば、ロシアはウクライナへの不当な侵略を有利に進めるために、オンライン上で大量の偽情報を拡散させていることが確認されている (OECD, Disinformation and Russia's War of Aggression against Ukraine: Threats and Governance Responses [November 3, 2022])。これを受けて、欧州連合はロシア国営メディアの番組等コンテンツを欧州連合域内で放送・伝達することを禁止する規則を制定し、こうしたロシアの動きに対抗している (Council Regulation (EU) 2022/350 of 1 March 2022 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine)。

⁶ 中谷和弘ほか『サイバー攻撃の国際法——タリン・マニュアル2.0の解説〔増補版〕』（信山社、2023年）5頁、87～89頁では、他国からなされたサイバー攻撃が一定以上の規模及び効果を有する場合には、これを「武力攻撃」として位置付けたうえで、国家固有の自衛権の発動根拠になり得る旨を論じる。

⁷ 成原慧「インターネット法の形成と展開」メディア法研究創刊第1号135頁（2018年）。

領域の一つとして位置付けられる。このようにみえてくると、国家の安全保障、特に経済安全保障の議論において、サイバースペースを重要な考察対象として位置付けるべきことは論を俟たない⁸。

（２）サイバースペースのガバナンスを巡る問題

国家の安全保障にとって、サイバースペースが重要な意義を有する以上、国家がサイバースペースを支配し、そのガバナンスの確立を企図するのは至極自然な発想である。そこで、国家はオンライン上のアクター、とりわけプラットフォーム事業者に対する支配を確立するために、様々な方策を講じるようになってきた。例えば、欧州連合では、2022年9月にデジタル市場規則⁹を制定し、大規模なオンライン・プラットフォーム事業者を「ゲートキーパー」(gatekeeper)に指定して、競争可能性(contestability)と公正性(fairness)という観点から、このゲートキーパーに対して、市場の公正な競争環境を確保するために必要な様々な法的義務を課したほか、同年10月にはデジタル・サービス規則¹⁰を制定し、透明性の確保と説明責任の明確化を図る観点から、プラットフォーム事業者をはじめとするオンライン仲介サービス事業者に対して、違法コン

⁸ 2021年5月に、ロシアの犯罪集団ダークサイドが米国のコロニアル・パイプライン社に対してランサムウェア攻撃を行い、同社の稼働が5日間に亘って停止した結果、米国の数千カ所のガソリンスタンドでガソリン供給が滞ったほか、アメリカン航空が航路変更を余儀なくされるなどの甚大な影響が発生した。このような妨害型のサイバー攻撃の場合には、被害がサプライチェーンを通じて広汎かつ迅速に関連業態に波及することにより、経済社会の機能不全を惹起し延いては一国の安全保障に重大な危機を齎すリスクがある(松原・前掲注(3)207頁)。なお、成原恵「プラットフォームと安全保障」ジュリスト1603号51頁(2024年)も参照。

⁹ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act). なお、同規則は2023年5月に施行済である。

¹⁰ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (Text with EEA relevance). なお、同規則は2024年2月に施行済である。

テンツ及び違法な商品・サービス等を排除するための措置を行うこと、利用者の基本的権利を保護するための措置を講じること、及び消費者保護の強化を図ること等多くの措置を講じる義務を課している。またOECDでは、大規模なプラットフォーム事業者を念頭に置いて、経済のデジタル化に伴う国際課税の枠組みの見直しを議論してきた¹¹が、近年では国家単位でも、デジタル広告及びデジタル・コンテンツ販売等から生じる自国内での売上額を根拠として、国際的なプラットフォーム事業者に対して独自に課税措置を講じようとする動きが見受けられる¹²。

こうした動向をみるに、国家がサイバースペースを支配・管理すべく、国家管轄権等を駆使して様々な形で規制・課税強化を図っており、一見すると国家による攻勢が際立っているかのような印象を受ける。しかしながら、事はそう単純ではない。実態はむしろ逆で、大規模なプラットフォーム事業者のパワーが国家を圧倒しているのではないかという疑念も生まれている。例えば、2021年1月の米国連邦議会議事堂占拠事件を受けて、Twitter（現X）やFacebookが米国のトランプ大統領（当時）によるアカウントの使用停止を行ったほか、翌22年11月にはTwitterを買収したイーロン・マスク氏がアカウント利用者の投票結果に基づいてトランプ氏のアカウント使用を復活させた¹³が、こうした出来事はブ

¹¹ OECDでは、多国籍企業がその活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のズレを巧妙に利用することにより、課税所得を人為的に操作し課税逃れを行っているという問題（Base Erosion and Profit Shifting [BEPS]）に対処するために、2012年よりBEPSプロジェクトを立ち上げた。このBEPSプロジェクトでは、G20（財務大臣・中央銀行総裁会議）の要請により策定された15項目の「BEPS行動計画」に沿って、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための方策について議論が行われ、2015年9月に最終報告書が策定された。現在、最終報告書の方針に基づき多国間条約締結に向けた国家間協議が継続中である。

¹² 各国によるデジタル・サービス課税導入に向けた動きについては、渕圭吾「デジタル・サービス税（Digital Services Tax）をめぐる動向」RIETI Discussion Paper Series 21-J-038（2021年8月）7頁を参照。併せて、同「プラットフォーム課税制度の創設」ジュリスト1603号45頁（2024年）も参照。

¹³ 2023年1月には、Facebookを運営するMeta社が、問題投稿を行った場合の罰則を過重する制限を課したうえで、トランプ氏のアカウント凍結を解除す

プラットフォーム事業者が超大国である米国の大統領（あるいは大統領経験者）の情報発信を抑止したり、あるいはこれを可能にしたりする巨大なパワーを持っていることを証明したとも言える¹⁴。管理主体が国家であるか、大規模なプラットフォーム事業者であるかはさて置くとして、少なくともサイバースペースがopen societyであるといった議論¹⁵は、今となっては虚像でしかない¹⁶。

なお日本では一般に、国家とサイバースペースの関係を論じる場合に、このように国家と大規模なプラットフォーム事業者の二項対立関係に置き換えて論じる傾向が強い¹⁷が、サイバースペースにおいて、少数の大規模プラットフォーム事業者による寡占状態が確立していると言い切れるかと問われれば、微妙である。世界規模でみれば、分散台帳技術による分散型システムが次第にはあるが、しかしながら着実に台頭してきているからである。サイバースペースにおける民間事業者の勢力図が未だ定まっていない中で、国家がこれを如何に管理・支配し得るかが問われているが、国家による管理対象たる事業者の顔触れとその勢力図がある程度定まらない限り、その問いに正確に回答することは極めて困難である。分散型システムの台頭等によって事業者間の勢力関係が流動化する可能性を依然として孕んでいることを踏まえれば、国家とサイバースペースの関係は然程単純なものではなく、それを巡る議論状況は一層混

る旨を発表した。また翌24年7月には、大統領選挙を控えて、候補者間での政治的意思表明の機会均等を確保するために、この罰則過重の制限を撤廃している。

¹⁴ 成原慧『『インターネットとガバナンス』をめぐる国際的な動向と議論の展開』法とコンピュータ41号46～47頁（2023年）。詳細な事実関係については、小林泰明『国家は巨大ITに勝てるのか』（新潮新書、2023年）193～203頁を参照。

¹⁵ サイバースペースを現実世界から独立した新たな世界として位置付け、サイバースペースにおける法秩序はその参加者が自由に形成した自律的なルールに委ねられるべきとする見解が、インターネット黎明期には一定の説得力を以て展開されていたのも事実である。こうした議論の典型として、David R. Johnson/Daivid Post, Law and Borders: The Rise of Law in Cyberspace, 48 Stanford Law Review 1367 (1996) 等がある。

¹⁶ 成原・前掲注（7）136頁。

¹⁷ 小林・前掲注（14）等はその典型である。

迷を深めることになるだろう（この点に関しては、次章Ⅲ. 3で追加的な説明を行いたい）。

2. サイバースペースと国家管轄権の関係

（1）立法・裁判管轄権

日本では、立法・裁判管轄権との関係で、国内法の地理的適用範囲が不明確な場合が多い。それは、①立法・裁判管轄権に対する一般国際法上の制約が理論的にも实际的にも判然としないこと、②日本が長らく属地主義に拘泥してきた結果、国内法の適用範囲の拡張に対して依然として抑制的な姿勢を崩していないこと、の2点に起因するように思われる。そうした中であって、個人情報保護法では、平成27年改正において75条〔現行法171条〕を域外適用規定として新設した。同条は標的規準（targeting criteria）を採用する¹⁸が、その正当化根拠は、外国の個人情報取扱事業者であっても、日本の居住者を標的として個人情報を取扱う以上は、当該事業者と日本との間に関連性が認められることから、日本としても、その外国の事業者による個人情報取扱いの適正を確保し、個人の権利利益の侵害を防止する必要がある点に求められる¹⁹。

もっとも、平成27年改正個人情報保護法75条を仔細にみると、問題がないわけではなかった。報告徴求・立入調査（40条〔現行法146条〕）、命令（42条2・3項〔同148条2・3項〕）が同条の対象から除外されていたのである。報告徴求・立入調査、命令は指導・助言、勧告よりも大きな強制力を伴うことから、これら規定を外国の個人情報取扱事業者に適用すれば外国の主権を侵害する恐れがあるとの指摘がなされていた²⁰。平成27年改正個人情報保護法40条及び42条2・3項が域外適用の対象外とされた背景には、こうした外国の主権に対する過剰なまでの配慮が働

¹⁸ 西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020年）205頁〔石川智也〕、板倉陽一郎「個人情報保護法制の国際的調和」自由と正義66巻9号34頁（2015年）等。

¹⁹ 日置巴美＝板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務、2017年）145頁。

²⁰ 田中誠一「個人情報保護法の域外適用」柏木昇ほか編『国際取引の現代的課題と法』（信山社、2018年）40頁、西村あさひ法律事務所編・前掲注（18）208頁〔石川智也〕。

いていたと考えられる²¹。しかしながら、内国居住者に対する物品・役務提供に伴って外国事業者が内国居住者の個人情報を取扱うとすれば、外国事業者による個人情報の取扱いと日本と間には強い関連性が認められることから、日本政府が外国事業者に対して命令等を発出することが直ちに、その外国の主権侵害に繋がるとは思えない²²。幸いなことであるが、令和2年改正では、個人情報保護法75条の規定が見直され、40条及び42条2・3項も同条の事項的適用範囲に含まれることになった²³。こうした域外適用が外国の主権との関係で何らの支障がない以上、個人情報保護法の実効性向上のためには至極妥当な法改正と評価すべきであろう。

但し、これで問題がすべて払拭されたわけではない。令和2年改正個人情報保護法をみると、40条違反には85条1号〔現行法182条1号〕（法人については87条1項2号〔同184条1項2号〕）で、42条2・3項違反には83条〔現行法178条〕（同じく法人については87条1項1号〔同184条1項1号〕）でそれぞれ罰則が科されるが、国外犯処罰を規定した86条〔同183条〕では、83条と85条1号をその対象に含めていないことから、これら罰則が国外犯には適用されないのではないかと、との疑念が残る。こうした疑念が的を射ているかどうかは判然としない²⁴が、この点につ

²¹ なお、平成27年改正の個人情報保護法では、40条及び42条2・3項を75条による域外適用の対象外とする代わりに、外国執行当局への情報提供（78条1項）、外国刑事事件の捜査・審判等において提供情報が使用される場合のわが国の事前同意（78条2・3項）を規定していた。こうした規定は、令和2年改正において40条及び42条2・3項を域外適用の対象に含めた後も、引続き存置されている（現行法では、172条1～3項がこれらに該当する）。こうした規定は外国当局との連携の下で、個人情報保護の実効性を確保することを目的としたものと考えられるが、実際にこうした外国執行当局との連携に関する枠組みが有効に機能するかは、全くの未知数である。

²² 石井夏生利ほか編著『個人情報保護法コンメンタール』（勁草書房、2021年）893頁〔森亮二〕。

²³ 個人情報保護委員会ほか「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」137頁（2020年）。

²⁴ 他方で、立案担当者は「今回の改正によって、外国事業者も報告徴収・命令の対象となります。…外国事業者が、報告徴収や命令に違反した場合、罰則の適用もあり得ます」（佐脇紀代志編著『一問一答・令和2年改正個人情報保護法』

いて私見を述べれば、罰則付の命令発出であっても、執行管轄権の行使ではなく、立法管轄権の行使として位置付けられるが、日本との強い関連性が認められる行為に関する限りにおいて、外国の事業者日本の立法管轄権を行使し罰則を科したとしても、直ちに当該外国の主権侵害に当たるとは思えない²⁵。他国に目を転じて、欧州連合の一般データ保護規則（以下「GDPR」という）では義務違反に対して制裁金や罰則が

（商事法務、2020年）96頁）としており、現行法の下であっても、外国事業者に対して85条1号[現行法182条1号]や83条[同178条]等の罰則規定の適用があるかのような記述が存在する。もっとも、立案担当者は、こうした見解と令和2年改正個人情報保護法86条[同183条]の規定内容との整合性に一切言及しておらず、また報告徴求や命令に違反した外国事業者罰則を適用するための根拠条文も明らかではない。現行法の下でも報告徴求や命令に違反した外国事業者罰則が適用されるとする上記立案担当者の見解には、罰則適用のための根拠をいずれの条文に求め得るかという点も含めて疑問が残る。

²⁵ これに対して、執行管轄権、立法管轄権及び裁判管轄権の区別を国内における権限配分（権力分立）の延長線上で捉える立場を採れば、行政機関による命令発出は立法管轄権の問題ではなく、執行管轄権の問題として位置付けられることになる。国内公法学は、立法という一般的な行為と相手方を特定し個別に権利義務を設定するという個別行為との峻別を重視するが、行政機関による命令発出を執行管轄権の問題として捉える見解は、国家管轄権理論の理解においても、一般的行為としての立法と個別行為としての行政機関による命令の峻別という視点を堅持する（典型的には、「プラットフォームビジネス規制の制度設計（下）」法律時報93巻11号91頁以下（2021年）[特に92頁、96～97頁の原田大樹先生発言部分]。なお、春日偉知郎「証拠収集及び証拠調べにおける国際司法共助——執行管轄権の視点を交えて」新堂幸司他編『判例民事訴訟法の理論〔下〕』（有斐閣、1995年）458～464頁も同旨）。しかしながら、国家管轄権理論は個々の国家行為の国際法上の評価に直結するものであり、国内公法学の理解を前提としてそれを捉えることには、問題があるように思われる。例えば、同様の命令であったとしても、各国国内の権限配分によって、その発出主体が異なることはあり得るだろう。行政機関が発出すれば執行管轄権の問題であるが、裁判所が発出すれば裁判管轄権の問題といった切分けを認めるとすれば、それは国家管轄権理論が各国国内における権限配分のあり方に大きく左右されることを認めるに等しい。国家管轄権理論が国際法上の評価に直結するものであることを踏まえると、同理論のあり方を検討するに当たって国内公法学や国内における権限配分を前提とすることには、賛同し得ない。

科せられるが、GDPR 3 条の地理的適用範囲に含まれる限りは、こうした義務違反が域外の事業者にも生じ、制裁金や罰則の対象になることが当然の前提である。また、中華人民共和国も2021年にGDPRを参考にして個人情報保護法を制定したが、域外の事業者であっても中華人民共和国域内の個人の情報を収集分析すれば、制裁金や罰則に関する規定も含めて同法の全面的な適用が予定されている²⁶。米国などは、罰則付の命令を国外所在者に発出することを従前より繰り返しており、そこには外国の主権への配慮といった要素は微塵も感じられない²⁷。日本において、外国の主権侵害の惧れが生じるという懸念だけで罰則付の命令発出及び罰則の適用を抑えるといった抑制的なスタンスがいまだに残存しているとすれば、そうした懸念は全くの杞憂であり、今後積極的に見直しを図る必要があると思われる²⁸。

²⁶ 松尾剛行「中国の個人情報保護法とデータ運用に関する法制度の論点」情報通信政策研究 5 巻 2 号 I-38～39 頁 (2022 年)。なお、欧州連合の GDPR が個人情報の越境移転に焦点を絞り規制を課しているのに対して、中華人民共和国の個人情報保護法は越境移転の規制に止まらず、個人情報の国内保存義務を課している点に特徴がある (同 I-39 頁)。中華人民共和国の法制では、同国域内の個人情報は国内での保存が義務付けられ、例外的に越境移転を行う場合には、国家機関による安全評価に合格することが要求される。このように中華人民共和国の個人情報保護法では、国家による強い関与が志向されているが、そのことは個人情報の管理が国家安全保障に直結するとの同国の基本的な認識に立脚するものと考えられている (同 I-39～42 頁)。

²⁷ 例えば、米国の裁判所は、裁判所侮辱罪の適用を前提としたうえで、国外の訴訟当事者に対して文書提出命令を発出する。また米国行政機関 (司法省や連邦取引委員会等) が課徴金の徴収を前提としたうえで、外国所在の企業等に対して独占禁止法上の排除措置命令等を発出する。こうした事例は枚挙に暇がない。

²⁸ もっとも、国際的適用範囲を広く捉え自国法を拡張的に適用することに問題がないとは思わない。外国による立法・裁判管轄権の過度な拡張に対しては、わが国の利害や国際的に共通する価値の保護等のために、一定の歯止めをかける措置を講じる必要があると考えるが、どうか。GDPR もわが国国内の観光業者等に同規則の遵守のために多大なコストを強いており、これら国内業者の業務を過度に圧迫しているとの指摘がある。さらに中華人民共和国が近年制定した法律との関係では、人権保護や安全保障の面において、看過しがたいより重

(2) 執行管轄権

日本では、主権の行使に当たり、とりわけ執行管轄権との関係を総じて慎重に判断し抑制的な態度で取扱ってきたと評価できるのではないだろうか。非居住者との関係でも、わが国の執行管轄権行使のあり方が問われる局面が存在する。典型は公文書の送達である。日本で非居住者を被告とする民事訴訟が提起されれば、当該非居住者への訴訟送達を要する。日本と非居住者所在地国との間に送達条約、民訴条約等の多国間条約、二国間条約等があればそれに拠るが、そうでない場合には民訴法108条の手續に拠る。同条では、外国所在の被告への送達は①外国の管轄官庁や②その外国駐在の日本大使等に囑託してなされる旨を規定する。すなわち、外国の国家機関等に送達を依頼する方法を採用しており、これは執行管轄権を巡る国際法上の制約に十分配慮した規定内容と言えるだろう。なお個人情報保護委員会が非居住者に対して個人情報保護法に基づく命令、報告徴求、指導・助言、勧告等を行うことも想定される。こうした行政処分に伴う外国への公文書の送達に当たっても、訴訟送達と同様の問題が生じるが、現行の個人情報保護法162条は民訴法108条を準用し、訴訟送達に準じる旨を規定する²⁹。

このように、日本では、外国への公文書の送達に当たって執行管轄権の問題に留意し総じて慎重な取扱いを心掛けているように感じるが、非居住者に対して直接郵送により送達を実施してはいけないのだろうか。送達条約10条では、「この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない」としたうえで、当該権能の一つとして、「(a)外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能」を列挙するが、日本は平成30年末に、送達条約10条 (a) について拒否

大な問題が生じている。この重大な問題の詳細は本章Ⅱ. 3に譲る。

²⁹ 外国法人への行政処分における送達実務に関しては、渡部友一郎＝染谷隆明「域外適用：外国法人への行政処分の送達の現在と実務の展望——デジタル・グローバル時代における行政法の送達制度の基礎」公正取引845号47頁以下(2021年)に詳細な説明がある。なお、個人情報保護法以外の行政法規も民訴法108条を準用している(例えば、独占禁止法70条の7、金融商品取引法185条の10、景品表示法22条、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律20条等)。

宣言を行っている。すなわち、日本としては、直接郵便送達を送達条約上有効な送達方式として認めないことを宣言したわけである³⁰。また、わが国所在の被告に対する外国からの直接郵便送達は民訴法118条2号の要件を充足しないとするのが、裁判実務の一貫した立場である³¹。

しかしながら、直接郵便送達が国家管轄権理論との関係において主権侵害を構成すると捉えることが果たして適当であろうか。直接郵便送達が執行管轄権の域外行使に当たるとする見解が根強く主張されている³²が、送達は執行管轄権違反と評価し得る程度に高権性を有しないとして、国家管轄権理論との関係において外国への直接郵便送達は主権侵害に当たらないと考える立場³³も十分に成り立ち得るのではないか。外国に無断で単なる一通の文書をその外国に送付したことを、例えば、外国に日本の官吏が出向き同国内で被告に対して送達文書を直接交付するといった形で執行力を行使するのと同等に取扱い、執行管轄権違反を構成すると考える伝統的な立場自体を疑ってかかる余地はあるように思われる。近時では、訴訟のIT化を展望して、外国所在の被告に対する電子メール等による送達（システム送達）の可否が議論の対象となっているが、その中でも、同様の見解が提示されている³⁴。また、IT化に伴う国際送

³⁰ 嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草書房、2022年）203頁〔多田望執筆〕。

³¹ 東京地判昭和51年12月21日下民集27巻9＝12号801頁、東京地判昭和63年11月11日判時1315号96頁、東京地判平成2年3月26日金商857号39頁、東京地八王子支判平成9年12月8日判タ976号235頁等。なお学説は、こうした裁判実務の立場を支持するもの、個別具体的な事情に即して民訴法118条2号要件の充足・不充足を判断するもの等多岐に分かれる。学説の詳細は、櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2012年）220頁以下〔長田真里〕を参照。

³² 横溝大「インターネットを通じた域外証拠収集——執行管轄権との関係を中心に（下）」法曹時報74巻9号12頁（2022年）。

³³ 石黒一憲『国際私法（上）』（東京大学出版会、1986年）222～224頁、F.A.Mann, The Doctrine of Jurisdiction in International Law, 111 Recueil des cours, 1964-I, 127ff.

³⁴ 近時、外国所在の被告に対する電子メール等による送達について本稿と同様の問題意識を提示するものとして、古田啓昌「送達事務のIT化（公示送達・国際送達を含む）」法とコンピュータ39号20～21頁（2021年）、山本和彦編『民

達及び国際証拠調べ検討会（法務省主催）は、その意見の取りまとめに当たって、両論併記の形ではあるが、「システム送達は、裁判所書記官が送達すべき電子書類をシステム上にアップロードし、送達を受けるべき者の電子メールアドレス等にその旨を通知する方法で行われ、送達場所における物理的な行為を要しない。そして、執行管轄権とは、物理的な手段によって国内法を執行する権能を指すものであるという理解を前提に、システム送達による国際送達は、相手国の領域内における物理的な行為を何ら伴うものではないため、外国における執行管轄権の行使には当たらないと考えるものである。このような考え方からは、システム送達による国際送達を相手国の同意なく行った場合であっても、相手国の執行管轄権との抵触・衝突の問題は生じず、国際法上の問題は生じない」³⁵として、外国所在の被告に対する電子的な送達が執行管轄権違反に該当しないとする見解にも言及している。執行管轄権の属地性を認めその域外行使を否定する理由は、国家領域内で当該国家による執行管轄権の行使を確実なものとする、特に国家領域内で当該国とその他の

事裁判手続とIT化の重要論点——法制審中間試案の争点』(有斐閣、2021年) 44頁[佐瀬裕史]、竹下啓介「日本国外からの手続参加と国家主権——国家管轄権の行使と私人の意思との関係性」法律時報95巻11号42頁(2023年)等がある。また近時、ビデオリンクを利用して外国所在の証人に対して証言を求めることがあり得るが、こうした域外的な証拠収集が証人所在地国の執行管轄権を侵害するのではないかといった問題提起がなされている。この問題についても、ビデオリンクを用いた証拠収集では証人の現実の所在地が重要な意義を有するわけではなく、法廷地の国家機関が観念的にそこで活動していると捉える必要はないとして、執行管轄権違反と評価すべきでないとする見解も示されている(竹下啓介「域外証拠収集に関する現代的考察——ビデオリンクの利用と国家管轄権」国際法外交雑誌118巻1号40～44頁(2019年))。もっとも他方において、外国所在の機器や人物に対してわが国の国家機関がインターネットを通じて国家行為を行うことは、当該外国の同意がない限り、国際法上違法な執行管轄権の行使に当たり許されないとする見解も根強く提唱されている(例えば、中谷ほか・前掲注(6)17～18頁[河野桂子])。

³⁵ 「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」7頁(2021年4月)。

国の間で法執行活動の衝突が生じるのを回避することに求められる³⁶が、一通の文書による送達であろうが、電子的な送達であろうが、国家管轄権理論との関係において懸念されるような法執行の衝突が発生するとは考えられない。執行管轄権との関係において直接郵便送達の是非を論じるに当たっても、システム送達を巡る議論の骨子や根底にある基本的な考え方が参考になるのではないと思われる³⁷。

なお近時では、執行管轄権の行使を直接的なものと間接的なものに区分したうえで、後者との関連において、私人の任意性が主権侵害の評価に影響を及ぼす可能性を示唆する見解が提唱されている³⁸。この見解によれば、システム送達等は後者に分類されることとなり、受送達者である私人の任意性が国際法上の評価にとって重要な要素となり得る旨を主張する。しかしながら、私人に国家主権の処分権が帰属しない中で、相手国の同意がある場合は兎も角として、送達先である私人の同意が主権侵害の有無という国際法上の評価を左右することに繋がるかは、大いに疑問である。執行管轄権の行使態様の如何に拘らず、主権侵害の有無という国際法上の評価に当たっては、相手国の主権を篡奪するか否かが問題とされるのみであって、私人による同意を考慮要素に含めるのが適当とは思えない³⁹。

³⁶ 竹下・前掲注(34) [国際法外交雑誌] 41頁。F. A. Mann, *Further Studies in International Law* (Clarendon Pr., 1990), pp. 30-32も参照。

³⁷ 前掲注(35)・「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」では、直接郵便送達についても、外国における執行管轄権の行使に当たり、相手国の同意がない限りその国の主権の侵害になるとする見解と、外国における執行管轄権の行使には当たらないとする見解の双方が示されている。但し、「裁判上の文書が受送達者に電磁的に伝達されるシステム送達と物理的に伝達される直接郵便送達とを同じように考えることはできず、両者の性質の異なりに留意すべきであるとの指摘もあった」旨の言及がなされていることにも留意せねばなるまい（以上のことについては、「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」5～6頁を参照）。

³⁸ 竹下・前掲注(34) [法律時報] 41頁。

³⁹ 横溝大「インターネットを通じた域外証拠収集——執行管轄権との関係を中心に(上)」法曹時報74巻8号4頁(2022年)も同旨。

3. 補論

バーチャル・エコノミー問題そのものからは少し逸脱するが、国家管轄権の議論に関連して若干の補足をしておきたい。近時では、ともすると執行管轄権との関係でシステム送達の可否等が議論的となっているが、日本を取り巻く昨今の地域国際情勢に鑑みると、立法・裁判管轄権の限界についても併せて検討を行う必要があり、むしろ社会的なインパクトという観点で見れば、よほどに後者の問題の方が喫緊でかつ重要性の高い問題であると思われる。特に一部の外国では国際的適用範囲を広く捉え自国法を過度に拡張的に適用する動きが見受けられるが、こうした外国による立法・裁判管轄権の過度な拡張に対しては、日本の国家的利害や国際的に共通する価値の保護等を目的として、一定の歯止めをかける措置を講じる必要があると考えるが、どうであろうか。

とりわけ問題なのは中華人民共和国が近年制定した一連の法律であり、これにより、人権保護や安全保障の面において看過しがたいより重大な問題が日本国内で生じていることを指摘せねばなるまい。香港国家安全維持法（2020年制定）は香港の安全維持のために香港の分離独立・破壊活動、テロ行為、外国勢力との共謀を行った者に対して刑事罰の適用を予定するが、同法の適用は世界の全人類に及び、地理的適用範囲に制限はないと考えられている。また、国防動員法（2010年制定）は、海外居住の中華人民共和国国籍者に対して、有事の際に大使館の指揮下に入りその統率の下で活動することを義務付けているとの指摘がある⁴⁰。中華人民共和国によるこうした一連の立法は、日本国内における自由な政治活動や意思表示を妨げるなど人権保障の観点で重大な問題を孕むほか、日本の安全保障上の脅威になり得るものである。例えば、香港からの留学生が日本滞在中にインターネットに香港の自主に関する投稿をしていたことから、当該留学生が一時香港に戻った際に、香港国家安全維持法に違反した疑いで逮捕された旨の報道があった⁴¹。これが事実であ

⁴⁰ 「中国における国防動員法に関する質問主意書」平成23年2月3日付山谷えり子提出・第177回国会〔常会〕提出番号44号。

⁴¹ 令和5（2023）年4月21日報道。香港国家安全維持法は海外での行為も取り締まりの対象としているが、これは日本国内での言論活動に適用された初めて

るとすれば、中華人民共和国の法律がインターネット上の言論空間を萎縮させること、延いては日本国内における表現の自由を大きく損なう効果を有することを意味する。表現の自由は自由・民主主義の維持・発展にとって不可欠の要素であり、日本国憲法も最も重要な自由権の一つとして位置付けている。また国際法においても人権は他の領域と異なり、その普遍性・脱国家性が強調される⁴²。日本の領域内における憲法や国際法で保護されるべき普遍的価値の実現が外国の法律の域外適用により妨げられる事態は決して看過できるものではない。中華人民共和国による立法・裁判管轄権の過剰行使に対しては、あまり適切なやり方とは言えないが、香港に対する貿易上、外交上の優遇措置の停止や、国防動員法の義務遵守を表明した中華人民共和国国籍者の国外退去など、日本の安全保障や人権保護の観点から必要な範囲で対抗立法を行うことも止むを得ないとも考えるが、どうであろうか。

なお、日本において特定秘密の保護に関する法律⁴³を制定するに当たっては、研究者、弁護士会、報道関係者等の一部が同法の制定により憲法が保障する基本的人権が侵害されることを懸念して過敏なまでに反応したことがあった。こうした者達が、中華人民共和国の法律の効力が域外的に及ぶことにより日本国内で重大な人権侵害が発生している現実を目を瞑るとすれば、それは許し難いダブル・スタンダードであり、人権を隠れ蓑にして日本の時の政権に打撃を与えるための政治的パフォーマンスに終始しているとの批判を免れまい。彼らが人権の尊重という高邁な理念を掲げそれを真摯に探求していると言うのであれば、中華人民共和国による一連の立法についても、憲法・国際人権法の視点から等しく批判的な検証を行い、人権を巡る日本の法体系や価値観との抵触を問題視したうえで、その政治的不当性、延いては立法・裁判管轄権違反として国際法上の違法性を主張していくべきである⁴⁴。

の事例とされる。

⁴² 小寺彰ほか編『講義国際法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）357頁以下〔最上敏樹〕。

⁴³ 平成25年12月6日成立（第185回国会〔臨時会〕）。翌26年12月10日施行。

⁴⁴ 自国国籍者以外の者に対する法規制が保護主義の観点から時として許容される場合があることは否定しないが、保護主義の目的である「国家存立の根幹」

Ⅲ. 金融規制（資産凍結措置）を巡る問題

1. 金融規制の現状と問題の所在

（1）現状

日本も国連安保理決議等に基づいて、特定の外国人及び外国企業に対する資産凍結措置を講じることがある。資産凍結措置の根拠は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）に求められるが、その主たる措置は、①支払規制、②資本取引規制の2つである⁴⁵。前者の支払規制は外為法16条を根拠として、外務省告示により指定される者に対する支払等（「支払等」については次節（2）を参照）を許可制とするものであり、後者の資本取引規制は同法21条を根拠として、外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約、金銭貸借契約等）を許可制とするものである。近年日本は、ミサイル等大量破壊兵器の開発を続ける北朝鮮、ウクライナへの侵略を行うロシア及びそれを支援するベラルーシ、テロ攻撃を行うハマス等に対する資産凍結措置を実施しているが、それ以外にも、南スーダン、マリ、シリア等様々な国の個人

という核心利益について、制定国による過度に拡張的な解釈が許容されるわけではなく、また制定された法律の中で要件等が明確に規定されている必要がある（酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011年）90～91頁〔寺谷広司〕、小松一郎『実践国際法〔第3版〕』（信山社、2022年）38～39頁等）。中華人民共和国が人権を圧迫する形で香港国家安全維持法の過度に拡張的な適用を行っているほか、要件の明確化を図らず同法の恣意的な運用に終始していること等を踏まえれば、中華人民共和国国籍者以外に対する法規制は保護主義によっても正当化される余地は小さいと考えるが、この点いかがであろうか。また百歩譲って、香港国家安全維持法のうち、中華人民共和国国籍者に対する法規制は国籍主義の観点から国際法上許容されるとの主張に従ったとしても、同法の域外適用により、日本の領域内における同国国籍者による自由な政治的意思の表出が妨げられていることを踏まえれば、少なくとも政治的には不適切である（politically incorrect）との評価は避けられないだろう。

⁴⁵ その他にも、役務取引規制（外為法25条5項〔所管：経産大臣〕）、支払手段等の輸出入規制（同法19条1項〔財務大臣〕）、貴金属の輸出入規制（同法19条2項〔財務大臣〕）がある。

や企業等法人を指定して、数多くの資産凍結措置を講じている⁴⁶。

(2) 問題の所在

例えばロシア関連では、日本だけでなく、欧米諸国でも同様の資産凍結措置が実施されているが、こうした措置は措置実施国の国内で効力を有することは勿論、措置実施国の域外でも法的効力や事実上の影響力を持つことがあり得る。また、資産凍結措置における伝統的なゲートキーパーは金融機関、特に銀行業態である⁴⁷。銀行は預金者との間で、預入れ及び払戻し、口座振替・振込といった形で支払又は支払の受領（以下纏めて「支払等」ということがある）⁴⁸を行うが、外務省告示により資産凍結措置の対象として指定された非居住者（以下「措置対象者」ということがある）との間でこうした支払等を行うためには、主務大臣⁴⁹の許可を要する等の規制を受けることになる。

ここでは、日本の資産凍結措置及び外国の同様の措置が域外で如何に取扱われるかという点について、まずはゲートキーパーの伝統的主体である銀行が措置対象者に対して支払を行う局面を念頭に置いて検討する⁵⁰。

⁴⁶ 現時点で実施済みの資産凍結措置の詳細及び対象者は、財務省のウェブサイト (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html) を参照。

⁴⁷ 近時日本における経済安全保障の議論との関連において、この点を指摘するものとして、櫻田雄紀「経済安全保障と金融機関」金融法務事情2212号1頁(2023年)。

⁴⁸ 外為法8条は、支払と支払の受領を併せて「支払等」と定義する。

⁴⁹ この場合の主務大臣は財務大臣と経産大臣の共管である(外国為替令6条2項)。

⁵⁰ 日本の民間金融機関の非居住者預金(円預金、外貨預金。オフショア分を含む)は6兆円程度に止まるのに対して日本銀行の外国中銀円預金は36兆円程度に上る。従って、日本銀行が外国中銀からの預金を厳格に管理するだけで、日本による経済制裁はかなりの程度高い実効性を確保することが可能である。以下の検討では、日本の民間金融機関による資産凍結措置の効果が限定的なものに止まることに留意したうえで、当該措置に対して過大な期待を持たぬように心掛けることが肝要である。

2. 資産凍結措置の域外的な取扱い

(1) 日本の資産凍結措置

典型的には、銀行が措置対象者に預金の払戻しをする場合には、外為法16条に規定する支払規制が及び、その払戻しには主務大臣の許可を要する。許可を得ることなく払戻しを行う場合には懲役若しくは罰金、又はこれらが併科される形で罰則の適用が予定されている⁵¹。一見すると、実効性を伴う規制枠組みが構築されているように見受けられるが、外為法に基づく日本の資産凍結措置には、解決すべき幾つかの問題が積み残されているように思われる。

第一に、外為法16条の文言によれば、居住者のみならず非居住者も支払規制の名宛人に含まれるが、他方で、同法5条前段は、同法の適用範囲について「本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する」と規定している。このことから明らかであるが、邦銀海外支店は外為法の適用範囲に含まれる⁵²が、邦銀の海外現地法人は適用範囲外とされる⁵³。こうした区別については、金融監督権限の国際的配分の観点から正当化を図ることは一定程度可能である⁵⁴が、他方

⁵¹ 外為法では、支払規制に違反した場合には3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらの併科を予定する(同法70条3号)。なお資本取引規制に違反した場合も同様である(同条7号)。

⁵² 「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和55年11月29日付蔵国第4672号別紙)第1章5-0参照。なお、外銀在日支店も同じく、「居住者」として位置付けられ、外為法の適用範囲に含まれる(上記通達の6-1-5～6参照)。

⁵³ 石黒一憲『国際民事訴訟法』(新世社、1996年)39頁。なお、中平幸典監修＝溝口善兵衛編『新版外為法の実務』(大蔵財務協会、1992年)52～53頁、福井博夫『詳解外国為替管理法』(金融財政事情研究会、1981年)43～47頁も、海外現地法人を適用範囲に含めないとの前提に立っている。

⁵⁴ 石黒・前掲注(53)39頁は、「このような区分が国家管轄権上合理的なはずはなく」とするが、金融監督権限の国際的配分ルールでは、現地法人はその法人の所在地国の監督に、支店はその本店所在地国(母国)の監督に各々服するのが一般的であり(嶋拓哉「セーフティ・ネットに関する国際倒産法上の一考察——国際的な法の相克下における預金保険制度の在り方を中心に(3)」貿易と関税43巻8号92頁(1995年))、上記の区分が金融監督権限の配分という観点か

で、支払規制等資産凍結措置の実効性確保の観点からは大いに問題であり、この点に関する見直しが急務である。

第二に、邦銀海外支店が措置対象者に預金の払戻しを行うに当たっても外為法上の支払規制が及ぶが、措置対象者が預金払戻しに応じなかったことを理由として、邦銀に対して民事訴訟を提起することがあり得る。日本の裁判所で訴訟が提起されれば、当然に日本の外為法が属地適用され、適切な形で規制が及ぶはずである⁵⁵が、問題はその私法的効力である。最高裁では、外為法違反に該当する支払であったとしても、その私法上の効力に影響はないとして、債務者に支払を命じる判決が複数下されている⁵⁶が、この結論には疑問がある。すなわち、許可を得ずに支払をした場合には刑罰の適用が予定されており、債務者に刑罰を受けることを前提として許可なき支払を強いるのは酷である。他方で、仮に債務者が刑事上の責任を負わないとすれば、外為法上の許可を得ずに支払を命ずる判決を得ることにより容易に同法の規制を潜脱し得ることになってしまい、規制の実効性確保の観点から適当であるまい⁵⁷。日本の裁判実務が外為法違反の支払の私法的効力を認め続ける限りは、日本が法廷地である場合ですら、自国の外為法上の規制を貫徹出来ない惧れがあるわけで、これについても当然に見直しを要する。

第三に、支店所在地である外国の裁判所において、措置対象者が邦銀に対して民事訴訟を提起した場合に、外国の裁判所は日本の支払規制に関して如何なる判断をするのだろうか。まず大陸法諸国では、そもそも外為管理に関する法規範を、私法的効力を伴わない単なる公法規制とし

ら不合理とまでは言えまい。もっとも、外為法上かかる区分を維持すれば資産凍結措置の実効性確保に支障が生じる惧れがあり、見直しを要することは本文で述べたとおりである。

⁵⁵ Boissevain v Weil [1950] A.C. 327も同旨。こうした考え方が一般論として広く受容されている (P. R. Wood, Conflict of Laws and International Finance, 2nd ed. (Sweet & Maxwell, 2019), para. 9-017)。

⁵⁶ 最判昭和40年12月23日民集19巻9号2306頁、最判昭和50年7月15日民集29巻6号1029頁、最判昭和62年10月16日金法1200号51頁。

⁵⁷ 前掲注(56)・最判昭和40年12月23日の松田二郎裁判官の反対意見もほぼ同旨である。

て捉えて、他国の外為管理に関する法規範の適用を否定してきた歴史がある⁵⁸。上述のとおり、日本では外為法に基づく諸規制に違反する支払であっても、直ちにその私法的効力に影響はないと考えられているのだから、これら大陸法諸国における民事訴訟では、外為法に基づく日本の支払規制を専ら公法領域の問題として位置付け、その適用を否定することが容易に予想される。また英国は巨大なユーロ市場を抱えており、政策的観点から、外国による支払規制等を適用・参照することに後向きな姿勢を示す可能性大である。英国の裁判実務の流れをみると、準拠法所属国で支払規制がなされた場合や、支払債務の履行地で当該支払が違法とされた場合等の限定的なケースを除けば、外国の支払規制を判断要素に含める必要はないと考えている節がある⁵⁹。同国の裁判例をみても、「特別な関係 (special relationship)」として同盟国以上の関係にあるとされる米国による支払規制等ですら考慮せず、自国が抱える巨大なユーロ市場の機能維持を優先させて来たと評価し得る⁶⁰。ましてや、邦銀欧州支店によるユーロ円預金の払戻しが争点となる事案では、英国裁判所が判決を下すに当たって日本の支払規制の存在を考慮することを期待するのは難しいだろう。なお、ローマ I 規則⁶¹ 9 条 3 項は、債務履行地の国際的強行法規がその履行を不法とする場合には、その国際的強行法規の効力を認め得る旨を規定する⁶²が、日本の外為法は取引の私法的効力

⁵⁸ P. R. Wood, *supra* note (55), para. 9-020. なお同書では、こうした立場を採る大陸法諸国として、オーストリア、フランス、スイス、ドイツ、ノルウェーを挙げる。

⁵⁹ P. R. Wood, *supra* note (55), para. 10-002.

⁶⁰ 米国による規制を考慮せず取引の私法的効力について判断を行った英国判決は比較的多い。代表的な事例では、*Libyan Arab Foreign Bank v. Bankers Trust Co.* [1989] 3 All Er 252、及び *Banco San Juan Internacional Inc v Petroleos de Venezuela SA* [2021] 2 All ER (Comm) 590等がある。

⁶¹ Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations.

⁶² ローマ I 規則 9 条 3 項の規定内容は次のとおり。

Effect may be given to the overriding mandatory provisions of the law of the country where the obligations arising out of the contract have to be or have been performed, in so far as those overriding mandatory provisions

に関係しない以上、同法の国際的強行法規性が認められる余地はないと思われる⁶³。また百歩譲って日本の外為法の国際的強行法規性を肯定する見解に拠ったとしても、邦銀欧州支店が預金の払戻しを行う事案では、仮にそれがユーロ円預金であったとしても債務履行地が日本であるとは考えられないことから、同法に基づく支払規制がローマⅠ規則9条3項にいう債務履行地の国際的強行法規に該当するとの結論には至らないはずである。

(2) 外国の資産凍結措置

日本の経済安全保障に直接関係する問題ではないが、米国を念頭に外国が資産凍結措置を講じた場合についてひと言論じておきたい。邦銀米国支店に対して米国の資産凍結措置が適用されることは当然であるが、邦銀本体や米銀在日支店に対してはどうであろうか。この点は、米国の資産凍結措置の名宛人が「米銀及び外銀の在米拠点」に限定されるのか、名宛人を限定せず「ドル建て資産」一般を対象にするのかによっても大きく結論が変わってくる問題であるが、米銀は海外に支店を多数保有し国際的な金融業務を幅広く展開しているほか、ユーロ市場では米ドルが圧倒的に支配的な地位にあるため、いずれにしても米国の資産凍結措置の域外適用が世界の至る所で争点になることは間違いない⁶⁴。

日本の裁判所において、措置対象者が米銀在日支店に対して民事訴訟を提起し、その中で米国の支払規制の取扱いが争点となる可能性は否定できない。措置対象者と米銀在日支店の取引契約の準拠法が米国法であ

render the performance of the contract unlawful. In considering whether to give effect to those provisions, regard shall be had to their nature and purpose and to the consequences of their application or non-application.

⁶³ 嶋拓哉「法体系における介入規範の適用問題——実質法と抵触法の協働という視点から」国際私法年報14号126～127頁（2012年）。

⁶⁴ 1979年に発生した米国とイランの金融紛争では、米国がイランに対する資産凍結措置を発動した結果、英国やフランス等において民事訴訟が提起され、その中で、既にこれらの国においてイラン側と米銀欧州支店との間で締結されていた銀行取引契約に関連して、米国の資産凍結措置を如何に取扱うべきかが争点となった。この金融紛争の概要については、澤木敬郎＝石黒一憲＝三井銀行海外管理部『国際金融取引2』（有斐閣、1986年）333～334頁を参照。

る場合には、準拠法所属国の強行法規として米国の支払規制が適用されることには疑いが無いにしても、仮に契約準拠法が日本法であった場合には、米国の支払規制が適用されるか否かという問題を如何に考えるべきであろうか。この点、これまでの日本の裁判実務及び学説の状況をみる限り、米国の支払規制を、法廷地国でも契約準拠法所属国でもない第三国の国際的強行法規として適用することは困難であるように思われる⁶⁵。精々のところ、契約準拠法である日本の実質法の適用に当たって、米国の支払規制の存在及びその事実上の影響を考慮し得るに止まるというべきである⁶⁶。

⁶⁵ 東京地判平成30年3月26日金商1596号17頁では、被告（アルゼンチン共和国）が円建て債券を発行したものの、財政悪化を受けて一時支払停止に陥ったことから、原告（邦銀）が当該債券の保有者から訴訟追行権を授与された訴訟担当者として、被告に対して当該債券の償還を求めた事案である。その中で被告は、第三国の国際的強行法規として、自身が制定した支払延期措置の根拠法の適用が認められるべきであると主張した。しかしながら、同判決では「法の適用に関する通則法は、7条において当事者が当該法律行為時に選択した地の法を準拠法とする旨を定めており、同法11条及び12条の消費者契約及び労働契約に係る特則も、消費者あるいは労働者が意思表示をした場合に、同法7条の定めにかかわらず、消費者の常居所地法あるいは労働契約に最も密接な関係がある地の強行規定が適用される旨を定めるにとどまり、それ以外の場合に、契約準拠法が明確に取り決められているにもかかわらず、第三国の法律を適用することがあり得ると解釈し得るような手がかりは見当たらない。そして、法の適用に関する通則法の制定に先立つ法制審議会においても、第三国の強行法規の適用は明文規定がなければできないという意見も出た中で、最終的に、従来の解釈に影響が及ぶことへの懸念から、そうした強行法規の適用に関する規定を設けないとの結論が出されたことがうかがわれるのであって…、立法経過からしても、第三国の強行法規の適用が予定されていたとは解し難い」として、被告のかかる主張を退けている。なお学説には第三国の国際的強行法規の適用を肯定するものも散見される（池原季雄＝早田芳郎編『涉外判例百選〔第3版〕』（有斐閣、1995年）41頁〔横山潤、西谷祐子「消費者契約及び労働契約の準拠法と絶対的強行法規の適用問題」国際私法年報9号47～49頁（2007年）〕）。

⁶⁶ 具体的には、米銀在日支店が措置対象者に対して取引契約に基づく債務の履行を拒む場合に、それにより米銀在日支店が債務不履行責任を負うか否かを判断するに当たっては、公序良俗や履行不能等の準拠実質法上の要件を認定す

3. ゲートキーパー機能の主体の分散化

さて、日本の状況は兎も角、世界規模で暗号資産の市場が着実に拡大していることを踏まえると、金融機関（特に銀行業態）のみにゲートキーパー機能を委ねていては、資産凍結措置の実効性確保に支障が生じるのではないだろうか。これは、サイバースペースのガバナンス確立（前章Ⅱ. 1を参照）に通じる問題でもある。この点に関しては、令和2年10月に財務省が外為法の解釈運用通達を改正し、暗号資産の移転にも同法上の支払規制が及ぶことを明確化していたが、令和4年4月に外為法そのものを改正し⁶⁷、暗号資産交換業者にも、暗号資産の移転に当たり、同法上の許可を受けていることの確認や顧客の本人確認を行う義務を追加的に課すこととした。また従前、暗号資産の取引は資本取引規制の対象外であったが、上記の令和4年外為法改正において、居住者而非居住者間の暗号資産の売買取引、貸借取引、交換取引等を資本取引と見做し、これらの取引類型にも新たに資本取引規制を及ぼすこととした。これにより、日本政府は国内の暗号資産交換業者に対しても、金融機関に対するのと同等のレベルで、資産凍結措置に沿った対応を要請することが可能になった。

もっとも、今後解決すべき幾つかの問題点があるように思われる。

第一に、措置対象者が暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している場合には、暗号資産交換業者を通じて、その措置対象者による暗号資産の支払等を捕捉することが可能だが、措置対象者が自己管理型ウォレット（自己管理型アカウント）等を使用して暗号資産取引を行えば、資産凍結措置を回避することが可能になるのではないかという疑問が湧く。まさに分散台帳技術を使った分散型システムであるが故に生じる問題であり、世界規模でみれば、実際にも既に制裁回避のために自己管理

る中で、米国の支払規制の存在及びその影響を考慮する余地はある。こうした外国法の考慮については、櫻田＝道垣内編・前掲注（31）35頁〔横溝大〕を参照。なお、前掲注（65）・東京地判平成30年3月26日を、第三国の国際的強行法規の存在及び影響を考慮したものとして捉える見解もある（檜崎みどり「判批」令和元年度重判解〔ジュリスト1544号〕303頁（2020年））。

⁶⁷ 同改正法は令和4年5月10日に施行済。

型ウォレットを利用する動きが見受けられる。例えば、米国司法省がビットコインを利用した資産凍結対象国への匿名の送金について匿名の米国籍被告人を訴追した旨報道がなされている⁶⁸が、これなどは自己管理型ウォレットを使用して制裁措置の回避を図った代表的な事例である。こうした事例では、資産凍結措置の対象となる暗号資産取引を捕捉・特定すること自体に困難が伴うのであって、措置の実効性を確保するためにも何らかの対応を要する問題である。

第二に、暗号資産が拠って立つ分散台帳技術はサイバースペースの分散化を推し進める方向に働くが、措置対象者がこれを巧妙に利用すれば、日本を含めた国際的な制裁枠組みを掻い潜ることも可能である。例えば、ウクライナへの侵攻に伴い欧米諸国を中心にロシアの個人及び企業等法人に対して資産凍結措置が多数発動されているが、そうした中で、措置対象者であるロシアのロストバンク（Rostbank）が暗号資産交換のためのプラットフォーム開設を検討中である旨の報道がなされている⁶⁹。措置対象者自体が取引の場を創設すれば、そこでの取引はいわばブラック・ボックス化するわけで、これによりロシアに対する国際的制裁の実効性が低下することが危惧される。同様に措置対象者がオフショア地域に暗号資産交換業者等を別途設立すれば、オフショア地域にまで日本の規制が及ばない以上、日本の措置の実効性に限界が生じることは言うまでもないであろう。

第三に、仮想通貨ミキサー⁷⁰や暗号通貨取引所への対応をどうするかという問題もある。この点に関しては、米国財務省外国資産管理局（OFAC）が必要に応じてこれらの主体を資産凍結の措置対象者に含めて対応を講じていることが参考になるであろう。仮想通貨ミキサーに関しては、Blender.ioが北朝鮮のハッカー集団が不正に取得した暗号通貨の資金洗浄に関与したとして、米国財務省外国資産管理局がこれを資産

⁶⁸ 2022年5月18日付 Newstex Blogs, DC Forecasts。なお、同事例はビットコインによる資産凍結措置回避を訴追した米国事例第一号である。

⁶⁹ 2023年6月5日付 Newstex Blogs, International Business Times News。

⁷⁰ 様々な取引を混ぜ合わせることで、仮想通貨の出所、送金先、カウンターパーティを難読化するサービスを提供する業者を指す。

凍結措置の対象とした事例がある⁷¹。また暗号通貨取引所については、米国財務省外国資産管理局がこれまでに複数の暗号通貨取引所を制裁措置の対象に含めてきた⁷²。日本がこれらの主体に規制を課すためには外為法改正等何らかの立法措置を要すると思われるが、立法措置の可否及びその内容を検討するに当たって、これら米国の事例を検証し一助とするのが適当である。

IV. 国際的なサプライチェーンの見直し

1. 経済合理性確保の必要性

経済安全保障推進法 9 条以下では、特定重要物資の指定を受けた産品について、企業に供給確保計画の策定を義務付け、所管大臣である経産大臣がこれを認定する枠組みを定めている。令和 4 年12月に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令⁷³を制定し、その 1 条で、特定重要物資として、①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械・産業用ロボット、⑤航空機の部品、⑥半導体素子・集積回路、⑦蓄電池、⑧通信基盤プログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩重要金属鉱産物、⑪船舶の部品を指定した。日本政府は、安全保障の観点から重要性が高いことに加えて、中華人民共和国等が製造基盤の確保に取り組んでいること等を踏まえて、競争力の強化と技術流出の防止を図る観点から、かかる11品目を特定重要物資に指定し、国家安全保障の視点に基づいてこれら品目のサプライチェーンの見直しを促進し、管理を強化することを目指している。

もっとも、企業サイドからみれば、既に構築済みのサプライチェーンを見直すに当たっては、経済合理性（平たく言えば、損得勘定）が重要な視点として位置付けられるはずである。企業としては、現行の生産体制を継続することでリスクがリターンを上回ると判断すれば、その体制

⁷¹ 2022年 5 月 6 日付 The Cointelegraph。

⁷² SUEX OTC S.R.O. (2021年 9 月)、Chatex (同年11月)、Garantex (2023年 4 月) 等。但し、いずれもランサムウェア関連である。

⁷³ 令和 4 年政令第394号。令和 5 年11月 1 日施行。

変更を厭わないが、然もなくば、わざわざ現行の生産体制を変更する必要を感じないであろう。加えて、日本企業の中には、外国企業との間で継続的な物品・サービスの取引関係を構築するだけでなく、外国に拠点を設けて世界規模でサプライチェーンを構築している企業も少なからず存在するが、外国の中には拠点撤退時に技術移転を強制する等の条件を課す国も存在するわけで、このような場合には、外国からの事業撤退に当たり追加的なコストを要するケースも少なくない。そう考えると、単に特定重要物資に指定され、供給確保計画の策定を求められたからといって、その一事を以て、企業が自社のサプライチェーンを抜本的に見直すであろうか。その見直しに高いコスト負担が伴うのであれば、尚更である。企業に対して経済的なインセンティブを付与し経済合理性を確保することなくして、抜本的なサプライチェーンの見直しを期待するのは難しいようにも思われる。

2. 社会的正義を包摂した損得勘定による企業誘導

欧米は、社会的正義の名の下に彼らの価値観や政治的戦略を、企業に対する規制法又は国際認証等民間の取引ルールに組み込み、これらに沿って企業を誘導することにより、企業によるサプライチェーンの見直しを実現させている。企業が社会的正義を自身が遵守すべき行動指針の一つとして捉えるようになって久しいが、そうであるが故に、企業が経済合理性を検証する過程で、これら欧米の価値観や政策が社会的正義の外装を纏い、考慮要素として取り込まれることがある。実に巧妙なインサイドワークである。

また、企業活動及び企業間取引がグローバル化している現在においては、欧米諸国が規制法や取引ルールに組み込んだこうした価値観や政策が自国内に止まらず、国外に波及する現象が生じるのも至極当然のことである。設立準拠法所属国や本拠地所在地国の如何に拘らず、欧米において取引等の活動を展開する企業であれば、およそこうした欧米諸国による規制や取引ルールを遵守する必要がある。そうであれば、法やルールによる規律の直接の効果であるか、事実上の波及効果であるかは別として、日本企業も欧米の国内企業と同じく、欧米諸国が法規制や取引ルールに組み込んだ価値観や政策に羈束されることになる。

具体的なイメージが湧くように、2つの事例を紹介したい⁷⁴。

(1) 新疆綿問題：社会的正義としての人権保護

米国では、2021年12月にウイグル強制労働防止法⁷⁵が成立し、翌年6月に発効した。同法では、新疆ウイグル自治区で全部または一部が生産された綿製品の輸入を原則として禁止するとしたうえで、企業が例外的にこれら製品を輸入するためには、製品が強制労働に伴うものでないことを「明確かつ説得力のある証拠（clear and convincing evidence）」に基づき立証する責任を負わせている⁷⁶。

日本企業が新疆綿の使用を継続するのであれば、米国市場での製品販売を諦めるか、あるいは同市場での販売継続のために追加的に規制遵守に伴うコストを払う必要があるが、いずれにせよ日本企業の経営圧迫に繋がることに違いはない。ミズノ、グンゼ、三陽商会、TSIホールディングス等⁷⁷日本の主要な衣料メーカーは後者の選択肢を採り、米国市場での活動を継続・維持するために、新疆綿の使用を順次取止めて他地域生産品への代替を進める方針を表明するに至っている。

実は、この問題はハードロー規制の領域に止まらない。BETTER COTTON INITIATIVE⁷⁸（以下「BCI」という）は、H&Mやナイキ等の企業が加盟し、綿花原料のサステナビリティに関する世界標準を構築している認証団体であるが、2020年にBCIが認証対象から新疆綿を除外

⁷⁴ これら2つの具体的な事例の詳細については、嶋拓哉『日本企業と社会的正義の関係』を国際的な文脈の中で考える——和仁＝児玉論文の問題意識を踏まえて」金融法務事情2186号15～18頁（2022年）を参照。

⁷⁵ Public Law No. 1017-78 (December 23, 2021).

⁷⁶ わが国の企業であろうとも米国で取引活動を行う場合には、当然にウイグル強制労働防止法が適用される。なお本文で示したとおり、わが国企業が新疆ウイグル自治区生産の綿を使用した製品を米国に持ち込むには、それが強制労働に伴うものでないことを高い水準で立証することが要求される。

⁷⁷ ミズノは<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052400969&g=eco> を、グンゼは<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF169U00W1A610C2000000/> を、三陽商会とTSIホールディングスは<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC084L60Y1A101C2000000/> を各々参照。こうした動きは他の衣料メーカーにも拡がりつつあると報じられている。

⁷⁸ 本部はスイス。

したことが報道されている⁷⁹。またBCIは2021年10月に、認証の指針となるBetter Cotton Principles & Criteriaを改訂したが、そのCriterion6.3において、「生産者は負債返済のための無給労働や強迫等を使用した労働強制を含めて、強制労働または強制的とされる労働が介在していないことを保証しなければならない」との基準を定めたところである⁸⁰。BCIは飽くまでも民間団体であり、また世界の総ての衣料メーカーが加盟しているわけではないが、世界標準を形成し得るだけの実質的な影響力を有しており、その認証基準は国際的に実効性のあるものとして一般に認識されている。そのため、BCIの認証基準は加盟の有無に拘らず、世界総ての衣料メーカー等の活動に少なからず影響を及ぼすと考えられる。

以上のとおり、米国という一国家の法規制やBCIという一民間団体の認証基準が、あたかも世界全体に適用されるかのように、関連する世界総ての企業に事実上の効果を及ぼすわけである⁸¹。これら米国の法規制やBCIの認証基準には、中華人民共和国による人権抑圧行為に対して、普遍的価値に基づいて異議申立てを行う側面があることは間違いないが、それは同時に欧米の価値観や政治的戦略が社会的正義の外装を纏い、世界規模で波及することをも意味する⁸²。世界規模で活動する日本の衣料メーカーのみならず、日本国内にのみ拠点を有する衣料メーカーであったとしても、こうした米国の法規制やBCIの認証基準を考慮に入れつつ、事業展開を図る必要があることから、これらの法規制や認証基準

⁷⁹ <https://jp.reuters.com/article/idUSKBN25M0A3/>

⁸⁰ Better Cotton Principles and Criteria v2.1, pp.80 (<https://bettercotton.org/wp-content/uploads/2019/05/Better-Cotton-Principles-Criteria-V2.1.pdf>) .

⁸¹ ソフトローがデファクト・スタンダードとして機能し得る点に言及するものとして、清水真希子「ソフトロー——民事法のパースペクティブ(1)」阪大法学67巻6号1341頁以下(2018年)[特に1351～1352頁]。

⁸² 米国のウイグル強制労働防止法には、中華人民共和国による人権抑圧行為に対して、普遍的価値に基づいて異議申立てを行う側面があることは間違いないが、その政治的な意図を捨象して論じるべきではない。同法が米中対立の図式の中で制定されたほか、与党民主党が支持基盤とする米国南部の綿花生産業者等への政治的アピールとしての性格を有することも、併せて指摘しておきたい。

の鼎立によって、ほぼ総ての衣料メーカーに対して原材料の調達先をはじめサプライチェーンの抜本的な見直しが求められる事態が生じている。

（２）電子・電気製品における有害物質使用規制：社会的正義としての環境保全

人権保護と並び、社会的正義として想起し得るのは環境保全である。環境分野においても、外国の法規制が、単にその国内で適用されるに止まらず、それ以外の地域における事業活動にも事実上、影響を及ぼすことがあり得る。欧州連合によるRoHS指令はその一例である。RoHS指令は、健康増進と環境保全を目的として、電子・電気製品における特定有害物質の使用制限を規定しており、2003年公布（06年施行）⁸³の後、2011年改正（13年施行）により規制内容が拡充されている⁸⁴。軍事用機器、宇宙用機器等を除く電子・電気製品⁸⁵について、鉛、水銀をはじめとする10物質⁸⁶の使用を大幅に制限しており、これら製品のメーカー、輸入業者、流通業者に対して、当該使用制限の遵守義務を課している⁸⁷。このうちメーカーは、2011年改正RoHS指令7条によれば、①指令適合の評価を実施し、市場出荷前に製品に指令適合を表すマークを貼付するこ

⁸³ Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment, OJ L37/19 (2003).

⁸⁴ Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (recast), OJ L174/88 (2011). 改正指令の解説として、植月献二「【EU】電気電子機器の有害物質使用規制拡大（新RoHS指令制定）」外国の立法248-2号8頁以下（2011年）がある。

⁸⁵ 2011年改正RoHS指令Annex I、Annex III及びAnnex IX。

⁸⁶ 2011年改正RoHS指令では、鉛、水銀、カドミウム等6物質が使用制限対象とされていた（Annex II）。その後、15年の指令（Commission Delegated Directive（EU）2015/863 of 31 March 2015 amending Annex II to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards the list of restricted substances, OJ L137/10（2015））によりフタル酸関連の4物質が対象に追加された（なお、19年7月よりこの追加措置が実施されている）。

⁸⁷ メーカーの義務は2011年改正RoHS指令7条に、輸入業者の義務は同9条・11条に、流通業者の義務は同10条・11条に各々規定されている。

と（同条（c））、②設計・規格を変更する場合でも指令適合の状態を維持すること（同条（a）、（e））、③市場出荷後に指令への不適合が判明した場合には、製品をリコールし加盟国の所管当局に直ちに通知すること（同条（i））等の義務を負う。同指令は欧州連合構成国に対して同指令に準拠する国内法制定等の措置を講じることを促すものであるが、構成国がかかる国内法を制定すれば、仮令日本のメーカーであっても、自社製品が当該構成国の市場で流通する限りは、これらの義務を負うことになる。日本のメーカーとしては、欧州連合向けとそれ以外の地域向けの間に生産ラインを分けて、前者のラインにおいてのみRoHS指令適合製品を生産することも一応の選択肢として考えられるが、それではラインが複数に亘り生産コストの増嵩に繋がる惧れがある。また、欧州連合域外に出荷した製品が二次的市場（secondary market）を通じて欧州連合域内に流入する可能性があるが、このような場合もRoHS指令の規制が及ぶことから、仮に欧州連合向けとそれ以外で生産ラインを分けたとしても、同指令の規制を回避できる保証はどこにもない。結局のところ、欧州連合向けか否かを問わず、RoHS指令に適合する製品に一本化して生産ラインを構築するほか途はないとの帰結に至るだろう。実際に日本のメーカーでも、自社製品の総てをRoHS指令に準拠させる方針を表明する向きが逐次増加している⁸⁸。このように、RoHS指令は飽くまで欧州連合域内の法規制ではあるが、その影響は域内に止まらず、日本を含めた他地域にも及んでいる。RoHS指令のお題目は、規制を通じて、域内外のメーカーに健康増進や環境保全という普遍的価値の共有を要請することにあるが、他方で、同指令制定の裏には、非関税障壁を構築し域内生産者の保護を図るという欧州連合の保護主義的な思惑が見え隠れするのも事実である。

3. 日本による社会的正義発信の必要性

企業活動のグローバル化が相当程度進展した現在、ハードローヤソフ

⁸⁸ ヤマハ発動機株式会社、コーデンシ株式会社、オーエスグループ、株式会社ニッセイ、IDEC 株式会社等をはじめ数多くの企業が、ウェブサイトを通じてかかる方針を表明している。

トローを通じて、社会的正義の名の下に、欧米の価値観や政治的戦略が日本をはじめそれ以外の地域に強い影響を及ぼしていることは事実である。欧米が提示するこうした価値観や政治的戦略はその領域内に限って適用されるに止まらない。事実上の波及を通じて、域外における企業活動にも影響し、延いては企業の目的や構造そのものにも変革を生ぜしめる事態すら惹起する⁸⁹。このことは、日本企業が経済合理性の判断の中で、社会的正義の外装を纏った欧米の価値観や政治的戦略を考慮せざるを得ず、半ば強制的に、事業活動の過程でこれらに十分な考慮を払うことを余儀なくされることを意味するのである。

もっとも、国際的な経済社会システムが欧米の価値観に基づいて構築され、それに日本企業が巻き込まれる形で羈束される現象が生じていること自体、必ずしも日本の経済社会にプラスに働くとは限らない。確かに、これまでに概観してきた普遍的価値（人権や環境保全）は批判可能性の小さいものであり、それに正面から異議を唱えるのは困難ではある。しかしながら、欧米が普遍的価値を前面に押し出してルールを構築する裏には、彼らの政治的・経済的利害が見え隠れするのも事実である⁹⁰。

「正義」という文言が持つ曖昧さとそれを利用する欧米諸国の巧妙さに日本が巻き取られている側面が存在することも忘れてはなるまい。日本は欧米とは異なり、国際的ルールの策定過程で先導的役割を果たしてきたとはい言いが、経済社会のグローバル化が進む中で、欧米の手法から学び、批判余地の小さい普遍的価値を掲げつつも自国利害の貫徹を図るべく、国際的ルール作りの過程において戦略的な視点から自らの主張を展開する姿勢を持ち合わせる必要があるように思われる。むしろ、日本としても、経済合理性の判断に当たって日本の価値観や政治的戦略を

⁸⁹ 奥島孝康「サステナビリティ会社法序説——CG と CSR の交錯と共働」奥島監修・著『企業の統治と社会的責任』（きんざい、2007年）3頁以下〔特に30頁〕等。

⁹⁰ 米国は新疆綿問題を巡る対応では、中華人民共和国との関係において自国に有利に働くかと踏めば、人権保障という社会的正義に関する議論を前面に持出すことを厭わない。他方、欧州連合が環境保全に代表される普遍的価値に関する議論を巧みに利用して、非関税障壁を構築し域内産業の保護を図っている側面を見落してはなるまい。

考慮要素として位置付けるべく、内外の企業に対して働きかけることが肝要である。そのためにも、実現には多くの困難を伴うタスクではあるが、自国の価値観や政治的戦略に社会的正義という外装を巧妙に纏わせるための知恵と努力を払う必要があると考える。

V. 知財権の国際的保護の実現

1. 実体法上の属地主義原則の緩和

(1) 裁判実務の近時の動向

カードリーダー事件最高裁判決（最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁）に代表されるが如く、従前のわが国の裁判実務は、知財権に関する実体法上の属地主義原則を厳格に維持してきたと言える。しかしながら、知財権（特に特許権）の属地主義原則に関しては近時、知財法研究者を中心に同原則そのものに対する懐疑的な見解が示されたり、あるいは同原則の緩和を企図する見解が提唱されている⁹¹。

近時の裁判例をみると、特許権について属地主義原則を緩和したとも評価し得る判決が続いている。知財高判令和5年5月26日令和4年（ネ）10046号（この章において「知財高裁令和5年判決〔特許権〕」という）は、米国設置のサーバとそれに接続されている複数の国内端末からなる被告のコメント配信システムが原告の日本特許権を侵害しているか否か

⁹¹ 実体法上の属地主義を放棄あるいはその存在を否定するものとして、田村善之「判批」WLJ 判例コラム297号[2023WLJCC019] 1頁以下、田村善之＝清水紀子『特許法講義』（弘文堂、2024年）430頁以下、愛知靖之「特許権の越境侵害——近時の2つの裁判例を素材として」特許研究74号6頁以下（2022年）、飯塚卓也「国境を越えた侵害関与者の責任」ジュリスト1509号31頁以下（2017年）等がある。また属地主義原則の存在を前提としたうえでその緩和を提唱するものとして、駒田泰土「越境する特許製品とわが国の特許権に基づく損害賠償」知財法政策学研究50号1頁以下（2018年）、鈴木將文「越境的な行為への『譲渡の申出』の適用、損害の範囲及び均等論が問題となった裁判例について——L-グルタミン酸製造方法事件一審判決」知財法政策学研究67号241頁以下（2023年）、平嶋竜太「特許権の域外的効力の解釈——ドワンゴ事件知財高裁大合議部判決を踏まえて」Law & Technology103号34頁以下（2024年）等がある。

を判断するに当たり、物の発明としての「生産」（特許法2条3項1号）要件の充足・不充足が争点となった事案である⁹²。この判決では「ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の『生産』に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の『生産』に該当すると解するのが相当である」として、日本の特許法上の侵害要件の充足を肯定した⁹³。また、東京地判令和2年9月24日平成28年（ワ）25436号（同じく「東京地裁令和2年判決」という）では、被告が原告の日本特許権を侵害しているとしてその損害の範囲が争点となったが、東京地裁は被告自身が日本に輸入して販売した分だけではなく、被告の関連会社であるインドネシア法人が直接日本の顧客に販売した分についても、損害の範囲に含める旨の判断を行った⁹⁴。この判決では、インドネシア法人販売分について、その譲渡が日本国外で行われており特許権侵害行為に該当する「譲渡」は生じていないものの、被告が日本国内において、当該インドネシア法人と共同して、当該インドネシア法人販売分について「譲渡の申出」（特許法2条3項1号）を行っていることを認定し、当該インドネシア法人販売分について被告とインドネシア法人による共同不法行為の成立を認めて、被告の侵害行為による損害の範囲に当該イ

⁹² 本判決の評釈として、竹下啓介・ジュリスト1601号122頁以下（2024年）、申美穂・新判例解説 Watch 35号295頁以下（2024年）、駒田泰土・新判例解説 Watch 35号235頁以下（2024年）、愛知靖之・京都大学法学論叢194巻2号1頁以下（2023年）、橋雄介・令和5年度重判解〔ジュリスト1597号〕247頁以下（2024年）、田村・前掲注（91）、平嶋・前掲注（91）等がある。

⁹³ 知財高判令和4年7月20日平成30年（ネ）10077号もほぼ同旨。

⁹⁴ 本判決の評釈として、愛知・前掲注（91）、鈴木・前掲注（91）、平井佑希・パテント76巻9号79頁以下（2021年）がある。

インドネシア法人販売分を含めることを肯定した。さらには、知財高判令和5年4月20日令和4年(ネ)10115号(同じく「知財高裁令和5年判決[著作権]」という)では、不法行為準拠法である日本法に基づいて原告の請求を検討したが、その検討において、国外での実施行為も含めて著作権侵害が問われた被告らの行為を「被告らによって実行された相互に関連した一連の行為」として位置付け、そのうち一部の行為が国内でなされその結果が日本国内で発生していることを根拠として、国外での行為も含めて一括纏めて、日本の著作権法上違法であるとの判断を行っている⁹⁵。

東京地裁令和2年判決は、日本国外で「譲渡」がなされたインドネシア法人販売分について、被告により日本国内で当該インドネシア法人販売分の「譲渡の申出」がなされたことを根拠として被告の日本法上の責任を認めているが、これは国内の侵害行為(譲渡の申出)を捉えて、それとは別個に観念可能な国外での行為(譲渡)に伴う損害をも賠償の範囲に含めたものと考えられる。東京地裁令和2年判決と知財高裁令和5年判決[著作権]は、被告が日本国内で何らかの侵害行為を行っていることを捉えて、当該侵害行為と関連しつつも別個に観念し得る国外での行為についても被告に責任を負わせる点において、基本的スタンスを共有していると言えるだろう。こうした下級審裁判例の流れを踏まえると、裁判実務においても知財権の属地主義原則の緩和がゆっくりとではあるが着実に進行していると評価することが可能である⁹⁶。

⁹⁵ 本判決の評釈として、羽賀由利子・新判例解説 Watch 35号291頁以下(2024年)がある。

⁹⁶ 井上泰人先生は、こうした近時の裁判実務の流れについて、「判例理論の形成を認めるには時期尚早である」としつつも、今後、属地主義を巡る具体的な解釈論が、知財高裁令和5年判決[特許権]が示した事情の総合考慮を行う方向で展開される可能性を示唆する(井上泰人「特許権の成立、移転及び効力の準拠法——最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁」JCA ジャーナル71巻4号59頁(2024年))。なお、欧州やドイツの裁判実務では、先んじて属地主義原則を緩和する流れが定着しつつある(ECJ C-523/10, para. 25f., ECJ C-5/11, para. 27ff, ECJ C-516/13, para. 30, BGH WPR 2012, 1530 Rdn. 17, BGH GRUR 2007, 691, Rdn. 31 und 36, BGHZ 152, 317, 326f, BGHZ 121, 319, 326, BGHZ 126,

(2) 私見

確かに、属地主義原則を逆手に採って、本来的には日本国内で完結する一連の侵害行為のうち、一部を意図的に国外で実施することにより、日本法による規律の潜脱を企図する事案が発生することは想定し得る⁹⁷。そうであれば、権利者保護の実効性を確保する観点から、実体法上の属地主義原則を緩和して、国内外における一連の行為の結果が日本国内で生じていることを理由に、国外の行為についても日本法上の知財権侵害を肯定する余地は十分にある。日本政府も経済安全保障政策の一環として知財権の保護を強力に推進しており、属地主義原則の緩和がそうした政策目標と合致する側面を有することは事実であろう。しかしながら、知財権を巡っては、企業等の生産主体が各々属地主義原則を前提として各生産地の知財法上の適法性に留意して行動している現状を踏まえれば、属地主義原則の緩和という方向性を過度に一般化することには慎重であるべきと考えるが、どうであろうか⁹⁸。すなわち、高度にグローバル化した現代の生産分業体制を前提とすれば、一つの製品を生産するに当たって複数の主体が各工程を分担し、複数の法域で分散して生産作業を実施すること(国際的な生産分業体制)は何も珍しいことではない。そうした生産分業体制にあって、各工程の主体は各々が生産作業を実施する法域の知財法制を念頭に置き、その適法性が確保されているかに留意して活動を行うのが通常である。にも拘らず、仮令関連する一連の行為のうち、日本の知財法上侵害行為と評価され得る行為が日本国内で実施されているにしても、外国での行為が当該外国法上適法であると評価されるのであれば、これら外国での行為について直ちに日本法上の違法性を認定することには問題があるように思われる。各工程の生産主体からすれば、生産地である外国においてその国の法制に沿って適法と評価される行為を実施しているにも拘らず、日本法によって権利侵害行為と

252, 256 und 258)。

⁹⁷ 知財高裁令和5年判決〔著作権〕はまさにそうした事案の典型である。

⁹⁸ 申・前掲注(92) 297頁も、属地主義原則に基づいて各国の知財権が並存している実態を踏まえれば、その緩和には自ずと限界があり謙抑的なスタンスで臨むべきとの論旨を展開する。

して別途評価されるとすれば、その生産主体からすれば、予測可能性が著しく損なわれ経済活動の自由が阻害されるからである⁹⁹。複数の主体が生産工程を分担し、その作業が複数の法域で実施されている場合に、そのうちの一の工程が日本国内において行われ、それが日本の知財法に抵触する事態を惹起することは想定し得るが、こうした事案総てを十把一絡にして、日本の知財法の規制を回避するために意図的に行為の一部を国外で実施するような事案と同等に扱うのは適当ではあるまい。近時の下級審裁判例が示すように、知財権の属地主義原則を緩和していくことは、経済活動のグローバル化が高度に進展し、またオンライン上の経済活動の比重が増す現代にあつては、知財権保護の実効性確保という観点からは望ましいものであるが、他方で、過度な一般化、ましてや属地主義原則を直ちに放棄するかのような主張は企業等の生産主体の予測可能性を損ない、経済活動の自由を阻害する惧れがあることにも十分な考慮が払われて然るべきである。この点を念頭に置いて、属地主義原則の緩和を目指す裁判実務の動きが自ずとバランスのとれた着地点を見出すことが期待される。属地主義原則にも拘らず日本国外の侵害行為に日本の知財法を適用することを肯定するためには、①侵害行為のうち相対的に重要な部分が日本国内で行われていること¹⁰⁰、②日本国外における行為が日本の知財権の利用に関する原告の利害に関連すること¹⁰¹といった要件を充足することが求められるであろう。そのうえで、知財高裁令和5年判決〔著作権〕のように、③日本国外における行為が被告自身の行為でない場合であっても、実際の行為者と被告との間に共同不法行為が成立する場合（共同正犯型）や、侵害行為を巡って法人格濫用等を理由として実際の行為者と被告の間に同一性が認められる場合（間接正犯型）等に限って被告自身の行為と同一視し、日本国外における行為について

⁹⁹ 鈴木・前掲注 (91) 273～274頁。

¹⁰⁰ Hüßtege/Mansel, BGB Band 6, 3. Aufl (Nomos, 2019), Rom II Art. 8 Rdn. 41 [M. Grünberger].

¹⁰¹ Münchener Kommentar, Band 13, 8. Aufl. (C.H.Beck, 2021), Rom II-VO Art. 8 Rdn. 288 [J. Drexler], Hüßtege/Mansel, aa.O. (Fn. 100), Rom II Art. 8 Rdn. 41 [M. Grünberger].

日本法に基づいて被告の民事責任を追求し得るといった解釈論を展開することは、一考に値すると思われる¹⁰²。

2. 特許の非公開を巡る問題

(1) 制度概要

現行の特許制度では、特許出願日から18か月経過時点で自動的に出願内容が公開される¹⁰³が、これにより、安全保障上機微に触れる重要な発明であっても、特許出願があれば公開を止める手立てはないという問題が存在していた。今般の経済安全保障政策の立案過程でもこの点を取り上げられ、最終的に「特許出願の非公開（秘密特許）」という制度が導入され、この問題について一応の決着をみた¹⁰⁴。安全保障の観点等から重要な発明については、これを非公開とし秘密特許として位置付けることで、国外への発明情報の流出を防止することを目的とする立法的手当がなされたのである。非公開の対象とされた発明を行った者には、実施の制限¹⁰⁵、開示の禁止¹⁰⁶、適正な管理措置を講じる義務¹⁰⁷、及び外国での

¹⁰² 特許権に関して、東崎賢治はか「国境をまたぐ各種行為への日本の特許法の適用——ドワンゴ事件大合議判決を受けての具体的検討」JCA ジャーナル70巻9号49～50頁（2023年）、田村善之『知的財産法〔第5版〕』（2010年）528頁、茶園茂樹「特許権侵害に関連する外国における行為」NBL679号13頁（1999年）等。なお、属地主義原則を見直すに当たって、効果理論に近い見解を示すものもある（例えば、横溝大「国境を超える特許権侵害——抵触法の視点から」日本工業所有権法学会年報47号107頁（2024年））が、属地主義原則を放棄し一足飛びにここまで解釈論の転換を推し進めることについては、こうした解釈論を展開することによって尚、知財法適用を巡る国際的調和が確保され得るかを慎重に検証する必要があると思われる。

¹⁰³ 特許法64条。

¹⁰⁴ 経済安全保障推進法65条1項。

¹⁰⁵ 経済安全保障推進法73条1項。但し、内閣総理大臣の許可を受けた場合は実施することができる（同条3・4項）。なお、実施制限や違反や許可条件違反の場合には罰則の適用が予定される（同法92条1項6号）。

¹⁰⁶ 経済安全保障推進法74条1項。禁止措置に違反して開示を行った場合には罰則の適用が予定される（同法92条1項8号）。

¹⁰⁷ 経済安全保障推進法75条1項。

出願禁止¹⁰⁸といった制約が生じるほか、実効性を以てこれら制約をエンフォースするための仕組みとして、適正な管理措置の勧告・改善命令の発出¹⁰⁹、報告・資料提出の要求と立入検査の実施¹¹⁰、及び罰則の適用¹¹¹が予定されている。なお、非公開の対象とされた特許の発明者には、そのことにより通常生ずべき損失の補償を受ける権利が発生する¹¹²。

（２）幾つかの課題の指摘

特許の非公開を巡っては、上記のとおり一見すると整合的な枠組みが構築されているが、仔細にみると、幾つかの点で追加的に検討すべき課題があるように思われる。

第一に、特許の非公開という制度全体の運用のあり方に関する課題である。特許制度は本来、発明に関する情報を公にする一方で、その発明者に独占的な権利を認めるものであり、まさに発明者と社会の間における発明情報の取引に重点を置くものであるが、特許の非公開は国家安全保障の観点から特定の特許情報を開示しないことを目的としており、特許制度本来の趣旨から逸脱する側面を有していることを認識すべきである¹¹³。既に説明したとおり、日本における新設の制度でも、他の国と同様に、非公開とすることにより通常生ずべき損失を補償する旨の規定が置かれているが、その水準は、特許権者が社会に広く発明情報を開示することにより得られるであろうリターン相当額に設定されるべきである。この点、内閣総理大臣が具体的な補償金額を決定し、発明者に不服がある場合には増額を請求できる旨の規定が設けられているのみであって¹¹⁴、具体的な算出方法等に関するルールは示されていない。近時のウ

¹⁰⁸ 経済安全保障推進法78条1項。禁止措置に違反して外国で出願を行った場合には、罰則の適用が予定される（同法94条）。

¹⁰⁹ 経済安全保障推進法83条。

¹¹⁰ 経済安全保障推進法84条。

¹¹¹ 経済安全保障推進法第7章。

¹¹² 経済安全保障推進法80条1項。

¹¹³ Duncan Matthews/Hanna Ostapenko, The War in Ukraine Raises Questions about Patents for Secret Inventions, GRUR International Vol. 72 No. 2 (2023), pp. 665.

¹¹⁴ 経済安全保障推進法80条3・5項。

クライナでは、ロシアによる侵略に対抗するために非公開の対象とされる発明が増加し、またその補償額の算出が不明瞭であるほか、非公開の対象とされる期間も徒に延長されていることから、発明情報を公開することを通じて科学技術の進展を図るという特許制度本来の趣旨が歪められつつあるとする批判も提起されるに至っている¹¹⁵。特許非公開制度の運用は安全保障上の脅威や緊急性のレベルに応じて変化し得るものであるが、そうであるにしても、特許制度が本来的には産業競争力の強化を目的に創設されたものであり、その根幹には市場原理が存在することを忘却すべきではあるまい。かかる視点に立って発明者への損失補償が過不足なく行われるように制度運用が図られることが肝要である¹¹⁶。

第二に、外国での出願禁止措置についてである。経済安全保障推進法78条1項において外国での出願が禁止されるのは「日本国内でした発明」に限られる。日本政府によれば、同条項にいう「日本国内でした発明」とは日本国内で完成した発明を指すとされ、複数国に跨って研究・開発が行われた場合には発明の完成地を基準に判断されると説明する¹¹⁷が、その認定のあり方の詳細は必ずしも明らかではない。この基準によれば、日本企業であっても最終的に外国の研究拠点で発明を完成させれば「日本国内でした発明」に該当しないという結論に至るが、他方で、この基準では企業等が発明の完成地をある程度操作し得る余地があるようにも思われる。また、企業等はいまや世界規模で事業活動を展開するが、その活動が相互に関連する複数の発明を基礎としている場合も少なくない。外国での出願禁止措置の発動は個々の発明の完成地が日本国内か否かによって決せられるが、発明毎に当該措置の発動を巡る判断が分かれる結果として、企業等が世界規模で展開する事業活動全体の遂行に支障が生じる惧れも否定できない。さらに、多くの日本企業が外国企業等と

¹¹⁵ Duncan Matthews/Hanna Ostapenko, supra note (113), pp. 668-669.

¹¹⁶ 発明者への損失補償の範囲及びその水準を具体的に検討するものとして、田村善之「特許出願非公開制度における損失補償金額の算定のあり方」ジュリスト1601号41頁以下（2024年）がある。

¹¹⁷ 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ&A」35頁（令和5年12月18日付）。

共同研究を行っているが、外国においても他国での出願禁止措置が設けられている場合には、日本と外国の出願禁止措置が競合するリスクが存在する。このような規制の積極的抵触とでも言うべき現象は何も外国での出願禁止措置に限った話ではないが、この出願禁止措置には罰則が伴うこと等をも踏まえると、それによって難しい判断を迫られるのは発明者自身である。外国での出願禁止の対象となる発明について明確な線引きを行うほか、外国の出願禁止措置との二重規律が生じた場合の対応方針を提示するなど、特許非公開制度の運用に当たっては、発明のインセンティブを削いだり、外国企業等との自由な研究体制の構築を妨げることをないように、より詳細な指針が提示されることが望まれる。

Ⅵ. 結びに代えて——経済安保と伝統的安保の連続性

本稿ではこれまで、主に国際私法及び国際取引法の視点に立って、日本の経済安全保障政策に関する幾つかの論点に絞って検討を加えてきた。その主張の骨子は、経済安全保障政策は自由経済に対する規制であるが、その貫徹のためには可能な限りで経済合理性を確保することが重要であるということに尽きる。もっとも、経済のグローバル化がデタントと並行して進展した歴史的事実¹¹⁸を踏まえると、経済安全保障政策を経済合理性の確保と矛盾なく実現することには、自ずと限界があると思われる。結局のところ、経済安全保障政策を推進すれば、何らかの形で経済合理性を損ない外部不経済が発生することは不可避である。こうした不経済を社会コストとして誰が如何に負担するかという問題が残ることになるだろう。

冒頭でお伝えしたように、本稿では、執筆者の能力の限界から網羅的・体系的な議論を展開できておらず、また雑駁な記述も多い。自身の不明を恥じるばかりであるが、他方で各論点に関連して、ささやかではあるが、執筆者なりに今後の検討課題や検討に当たり求められる視点を提示することは出来たのではないかと考えている。もっとも、以下ではそうした各論に関する議論を離れて、抜本的な問題提起を行うことで本稿の

¹¹⁸ 青野利彦『冷戦史(下)』(中公新書、2023年)45～88頁。

結びに代えたい。

それは、経済安全保障と伝統的な安全保障は相互に密接に関連し、連続性を有するということであり、かつそれに尽きる。第一次世界大戦以降戦争が総力戦と位置付けられてきた歴史に鑑みれば、このことを否定する余地はもはやないように思われる。例えば、本稿ではサイバースペースと国家管轄権の関係に触れたが、その中で、サイバースペースの問題は何も経済領域に閉じる性格のものではなく、伝統的な安全保障政策に大きな影響と変革をもたらす可能性があることは既に論じたとおりである（Ⅱ. 3）。しかしながら、わが国では、経済安全保障に関しては法令に基づく規律枠組みが迅速に整備されたが、伝統的な安全保障に関しては、令和4年11月に岸田文雄首相（当時）が5年以内に防衛費をGDP 2 %程度に増額するとの方針を打ち出したものの、未だにその財源確保の具体的な方策が決まっておらず、その方針の実現が既に危惧される状況にある。安全保障では、資金力・技術力等の経済的側面と、兵力・戦闘能力等の軍事的側面が両輪として連続性を持つものとして意識されるべきであるにも拘らず、後者（軍事的側面）に関する政策がアンバランスなまでに後手に回っており、こうした状態がわが国の安全保障政策全般にとって致命的な問題となることが危惧される。日本政府は再三に亘り、わが国を取り巻く国際情勢が厳しさを増しているとの現状認識を示しているが、このことを切実に危惧するのであれば、憲法を頂点とするわが国の法体系全般の点検と見直しも含めて、安全保障政策の軍事的側面が現在の国際情勢に即応可能なものとして再構築されるように、迅速かつ果敢に取り組む必要があると思われる。

また、経済安全保障と伝統的な安全保障の連続性に関連して、不動産を中心とする対内直接投資に関する論点にも手短かに言及しておきたい。内国不動産の利用に関しては、令和4年9月より重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が施行され、国内の土地利用状況の調査及び規制が図られているが、国内の土地等不動産の取得・所有に関しては実効的な規制枠組みが未だに構築されていない。外国人・外国法人による内国不動産の取得・所有に関しては、大正14年11月に施行された外国人土地法が外人法として存続しているものの、勅令に替わる政令が戦後制定されず現在に至っており、

同法を柱とする規制枠組みの実効性が確保されていないのが現状である。加えて、わが国の法定専属管轄事項には、内国不動産の物的権利に関する訴えが含まれておらず¹¹⁹、内国不動産の帰属を巡る法的紛争について外国裁判所でなされた判断を日本国内で承認・執行する余地を認めている。これらのことは、内国不動産の帰属を巡る法的紛争が生じた場合に、これらの審理を日本の裁判所にのみ集約し、外国人土地法を柱とする外人法制の適用を確実にするための制度的枠組みが構築できていないことを意味する¹²⁰。また、とりわけ中華人民共和国については、仮に同国企業が民間企業であると強弁したところで、結局のところ国家による実質的で強固なコントロールの下に経済活動を行っているとの疑念が払拭されるわけではない。同国は平成22（2010）年7月に国防動員法を施行しているが、同法では有事の際に外国居住者を含む公民（＝同国の国籍保有者）が国家の動員指揮下に入ることが定められている¹²¹。こうした法律の規定内容を踏まえると、中華人民共和国本体がわが国所在の不動産について直接所有権を取得しなくとも、同国人及び同国法人を通じて間接的に、わが国所在の不動産をコントロールすることが可能になるだろう。わが国所在の不動産が中華人民共和国の実質的なコントロールの許に置かれるとすれば、それはわが国にとって伝統的な意味での安全保障上の脅威である¹²²。こうして見てくると、内国不動産の取得・所有の問題は経済安全保障の領域に属するが、同時に伝統的な安全保障の領域に属することがご理解頂けるはずである。安全保障を経済的側面と軍事的側面に区分し議論することは、一応の整理という意味では有益であると思うが、他方で、もはや総力戦の時代に入り1世紀余が経過した現在において両者の一体性が一層強化されていることを踏まえると、こ

¹¹⁹ 民訴法3条の5を参照。

¹²⁰ 以上の記述の詳細については、嶋拓哉「外国人による内国不動産の物的権利の取得に関する一考察——国際民事手続法の視点を中心に据えて」JCAジャーナル70巻4号53頁以下（2023年）を参照。

¹²¹ 宮尾恵美「中国国防動員法の制定」外国の立法246号102頁以下（2010年）。

¹²² 以上の記述の詳細については、嶋拓哉「『不動産の権利に関する訴訟』を国際的な法定専属管轄の対象にする必要はないのか？——実効的な領土保全に向けた取組みとして」北大法学論集72巻5号1332～1335頁（2022年）を参照。

れら2つの側面を過度に分離することには慎重であるべきだろう。むしろ両者を峻別することにより見落とされる問題があることを踏まえると、最終的には経済的側面と軍事的側面を統合的に捉えるための議論のフェーズを確保し、必要があればこれを担保するための組織の創設等制度的な枠組みを構築することが急務であると考ええる。

（追記）本稿は、国際法協会日本支部の2024年度研究大会（令和6年4月27日に東京大学において開催）における研究報告を基に執筆したものである。また、JSPS科学研究費補助金（20K20415、22K01170）による成果の一部である。関係者の皆様に感謝申し上げます。